

| 地域再生制度の見直し   |                         |             |
|--|-------------------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |                         | 府省名         |
| 章  | 5 復興施策                  | 内閣官房・内閣府    |
| 節  | (1)災害に強い地域づくり           |             |
| 項  | ①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり | 作成年月        |
| 目  | (ii)                    | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み   |                         |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域再生法の一部を改正する法律案」を閣議決定(平成 24 年2月3日)</li> <li>○ 「地域再生法の一部を改正する法律」を公布(平成 24 年9月5日)・施行(平成 24 年 11 月1日)(特定地域再生制度を創設)</li> </ul>                                |                         |             |
| 当面(今年度中)の取組み   |                         |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体が行う自主的・自立的な取組み(地域再生計画)を支援。<br/>特に、「少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成」、「未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興」といった全国の地域に共通する重要な政策課題(特定政策課題)の解決に取り組む場合は重点的に支援。</li> </ul> |                         |             |
| 中・長期的(3 年程度)取組み  |                         |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体が行う自主的・自立的な取組み(地域再生計画)を支援。<br/>特に、上記の特定政策課題の解決に取り組む場合は重点的に支援。</li> </ul>  |                         |             |
| 期待される効果・達成すべき目標  |                         |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の自主的・自律的な取組みを尊重する支援の仕組みを維持しつつ、特定政策課題の解決に資する地域の取組みに対して重点的な支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決が図られる。</li> </ul>   |                         |             |
| 「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」   |                         |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域再生事業費補助金 300 百万円【一般会計】</li> <li>・地域再生支援利子補給金 223 百万円【一般会計】</li> </ul>  |                         |             |

| 地域づくりに関する専門家派遣支援事業  |                             |             |
|---|-----------------------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |                             | 府省名         |
| 章   | 5 復興施策                      | 内閣官房        |
| 節   | (1)災害に強い地域づくり               |             |
| 項   | ⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 | 作成年月        |
| 目   | (ii)                        | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み  |                             |             |
| <p>各府省庁等に協力を仰ぎ、所管する分野における既存の専門家データベースを幅広く束ねた検索ポータルサイトを構築し、被災地において必要な人材をワンストップで探し出せるようにした。また、平成 23 年度第 3 次補正予算成立後速やかに一般競争入札を行い、被災地の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を、ニーズに応じた形で派遣した。</p> <p>平成 24 年度においても一般競争入札を行い、復興庁と連携し、前年度と比較してより多くの専門家を派遣した。</p> |                             |             |
| 当面(今年度中)の取組み  |                             |             |
| <p>昨年に引き続き、被災地の様々なニーズに対応した幅広い分野の専門家を、ニーズに応じた形で速やかに派遣する。</p>   |                             |             |
| 中・長期的(3 年程度)取組み   |                             |             |
| <p>来年度以降については、現行の制度における検証等を踏まえた上で、支援のあり方を検討。</p>  |                             |             |
| 期待される効果・達成すべき目標   |                             |             |
| <p>被災地における復興の取組に対し専門家による支援活動や助言・指導を行うことで、復興の取組が効率的、効果的になり、復興のスピードが加速され、復興にかかる期間が短縮されることが期待される。</p>  |                             |             |
| 平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況  |                             |             |
| <p>・地域支援専門家派遣推進経費 164 百万円【25 復興特会】</p>  |                             |             |

| 郵政事業の基本的サービスの確保   |               |             |
|---|---------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |               | 府省名         |
| 章   | 5 復興施策        | 内閣官房        |
| 節   | (3) 地域経済活動の再生 |             |
| 項   | ⑨ 交通・物流、情報発信  | 作成年月        |
| 目   | (iii)         | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み  |               |             |
| <p>郵政事業の基本的サービスが郵便局で一体的に利用できるネットワークとなることを確保するため、平成 22 年 10 月 23 日に郵政改革関連法案(郵政改革法案、日本郵政株式会社法案、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)を国会に提出。平成 24 年 3 月 30 日に撤回。</p> <p>平成 24 年 3 月 30 日、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正 公一衆議院議員外五名)が国会に提出され、同年 5 月 8 日に成立したことを受け、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(平成 24 年政令第 201 号)により、施行日を同年 10 月 1 日とした。</p> |               |             |
| 当面(今年度中)の取組み  |               |             |
| —   |               |             |
| 中・長期的(3 年程度)取組み   |               |             |
| —   |               |             |
| 期待される効果・達成すべき目標   |               |             |
| <p>郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行により、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社が、郵政事業の基本的サービスを利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるよう、郵便局ネットワークを維持することを確保した。</p>   |               |             |
| 「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」  |               |             |
| 予算措置なし。   |               |             |

| 復興進捗状況等の正確な情報発信   |   |           |
|---|---|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |   | 府省名       |
| 章   | 5 復興施策  | 内閣官房      |
| 節   | (3)地域経済活動の再生                                    |           |
| 項   | ⑨交通・物流、情報発信                                     | 作成年月      |
| 目   | (iv)復興の進捗状況などのインターネットでの公開や、…内外に向けた正確な情報発信等を進める。 | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み  |   |           |
| <p>発災以降、各府省と緊密に連携し、被災地支援情報から復興の進捗状況に至るまで、各府省の情報を総合的に集約した情報発信に努めてきたところ。具体的には以下の取組を実施してきた。</p> <p>【ホームページ等を通じた情報発信】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発災直後から、首相官邸HPにおいて震災関連ポータルサイトとしての「首相官邸災害対策ページ」(日本語版・英語版)を開設し、災害情報や被災者支援情報を発信。東京電力福島原発・放射能関連情報についても、専門ページを構築し、モニタリングデータ等を発信。</li> <li>2. 発災直後に「首相官邸災害ツイッター」を開設し、震災からの復興や自然災害に関する各府省の情報を、即時性を確保しつつ発信(フォロワー約 71 万1千人)。平成 23 年 11 月には「首相官邸ツイッター」を開設し、官邸HPの更新情報を中心に総理に関する情報を発信(フォロワー約 16 万8千人)。また、24 年 4 月には Mixi ページを開設。</li> <li>3. 発災直後に、英語版ツイッター(フォロワー約 11 万1千人)や Facebook を開設し、海外へ情報発信。23 年8月には、英語版「首相官邸災害対策ページ」の構成・デザインを一新し、国内外への英語による情報発信機能を強化。</li> <li>4. 23 年9月末に、首相官邸HPに、「被災地の今」を投稿写真・メッセージにより情報発信する「私の復興便り」(国民参加型コーナー)を設置。これまでに投稿された写真・メッセージは 800 枚超。</li> <li>5. 23 年 10 月末に、首相官邸HPに、国の取組方針やインフラ復旧などの進捗状況、地方自治体の取組など、復興関連情報を発信する「復興サイト」を新たに開設。</li> <li>6. 23 年9月以降、総理による主要な演説・会見については、英訳だけでなく中国語訳を作成し、首相官邸 HP を通じて発信。</li> <li>7. 24 年1月に英語版HPを全面リニューアル、2月には首相官邸中国語版HPを開設するなど、海外への情報発信体制を強化。</li> <li>8. 24 年 4 月に、「復興サイト」において復興の進捗状況の「見える化」「ビジュアル化」を実施するなど、官邸HPの機能を強化。</li> <li>9. 首都圏の通信インフラが使用不可能となった場合でも、衛星回線の活用により首相官邸ホームページや首相官邸災害ツイッターなどを通じて、政府全体の重要情報を発信するための体制を、平成 24 年度から運用。</li> </ol> |   |           |

### 【被災地に向けた情報発信】

1. 各府省の震災関連情報をまとめた「壁新聞」を第1号(23年3月30日)から第15号(23年7月19日)まで発行。被災3県の自治体や避難所、コンビニ・スーパー・郵便局(約4000店舗)等に配布。
2. 震災からの復興に係る政府からの最新情報を「ニュースレター」とし23年9月から毎月2回発行。首相官邸HPに掲載するほか、被災3県のコンビニ・スーパー・郵便局(約4000店舗)等に配布。
3. 避難者や仮設住宅入居者へ必要な情報を手元に届けるため、「生活再建ハンドブック」「仮設住宅くらしの手引き」等のハンドブックを、9種計170万部発行し、配布。
4. 「ニュースレター」「ハンドブック」においては、障がい者の方のために、音声コードの掲載や、問い合わせ先へのFAX番号併記を実施。

### 当面(今年度中)の取組み

### 【ホームページ等を通じた情報発信】

引き続き、復興庁等の各府省庁と連携を取りながら、首相官邸ホームページを通じた復興関連情報の迅速かつ正確な発信を行うとともに、SNSを活用して災害情報や支援情報等を迅速に提供する。

### 中・長期的(3年程度)取組み

1. 首相官邸HPをはじめとする各種媒体を通じて、復興関連情報及び復興の進捗状況を継続的に発信。
2. 被災地への情報発信手法について事後的に評価、今後の情報発信手法への反映させる作業を継続的に実施。

### 期待される効果・達成すべき目標

#### ○期待される効果

被災地の復興の進捗状況が迅速かつ正確に国内外に発信されることにより、日本国内及び海外において、被災地復興のための正確な情報把握が可能になるとともに、復興への気運が継続的に醸成されることが期待される。

#### ○達成すべき目標

首相官邸HPから発信される情報について、内外における実際の利活用度を指標とすることが適当であるため、下記の目標を設定。

・25年度末までの、首相官邸HPのページビュー 月間1500万PV

### 「平成24年度補正予算及び平成25年度補正予算における予算措置状況」

#### ○広報関連経費

24年度補正後予算額 61百万円

25年度当初予算額 ー

・原子力災害における風評被害抑制のための国際広報強化・充実等経費

・震災からの復興に向けて、首相官邸から迅速・正確に情報を発信するための経費

| 「環境未来都市」構想の推進   |              |           |
|---|--------------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |              | 府省名       |
| 章   | 5 復興施策       | 内閣官房・内閣府  |
| 節   | (3)地域経済活動の再生 |           |
| 項   | ⑪環境先進地域の実現   | 作成年月      |
| 目   | (i)          | 平成 25 年5月 |
| これまでの取組み  |              |           |
| <p>○新成長戦略の 21 の国家戦略プロジェクトの 1 つとして位置付け(平成 22 年6月 18 日閣議決定)</p> <p>○「環境未来都市」構想有識者検討会を立ち上げ、そのコンセプトについて議論(平成 22 年 10 月～平成 23 年2月)</p> <p>○平成 24 年度以降の支援措置の検討に資するための提案募集(アイデア募集)を実施(平成 23 年3月8日～平成 23 年5月9日)</p> <p>○全国7箇所で「環境未来都市」構想推進フォーラムを開催(平成 23 年4月～平成 23 年5月)</p> <p>○環境未来都市の募集(平成 23 年9月1日～平成 23 年9月 30 日)<br/>※東日本大震災被災地域については、平成 23 年 10 月 25 日まで。</p> <p>○平成 23 年度は、被災地6地域を含む計 11 地域を「環境未来都市」として選定(平成 23 年 12 月 22 日)</p> <p>○有識者によって構成される環境未来都市推進ボードによる計画策定支援を実施(2月～3月)</p> <p>○「環境未来都市」構想の国内外への普及展開のため、「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回(平成 24 年2月、東京都)26 か国約 600 名参加</li> <li>・第2回(平成 25 年2月、北海道下川町)27 か国約 300 名参加</li> </ul> <p>○各選定都市において、先端的な技術・サービスを複合的に用いる等の先導的な取組を「先導的モデル事業」として実施(平成 25 年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度事業(13 事業、356 百万円)</li> <li>・平成 24 年度事業(30 事業、459 百万円)</li> </ul> |              |           |
| 当面(今年度中)の取組み  |              |           |
| <p>○各都市の環境未来都市計画の策定及び事業の実施による環境未来都市の取組の推進。</p> <p>○関連予算及び関連法律による規制緩和等の各種ツールの活用による、より効果的な環境未来都市計画の取組の推進。</p> <p>○各都市の環境未来都市計画について、計画の進捗状況及び環境価値、社会的価値、経済的価値の3つの価値の創造を始めとする成果の達成状況の評価を定期的実施する事によって、各都市の環境未来都市計画のブラッシュアップを実施。</p>  |              |           |

○「環境未来都市」構想の国内外への普及展開のため、第3回「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催(平成25年10月、福岡県北九州市)

中・長期的(3年程度)取組み

- 環境未来都市の追加選定、各都市の環境未来都市計画の策定及び事業の実施による環境未来都市の取組の推進。
- 関連予算及び関連法律による規制緩和等の各種ツールの活用による、より効果的な環境未来都市計画の取組の推進。
- 各都市の環境未来都市計画について、計画の進捗状況及び環境価値、社会的価値、経済的価値の3つの価値の創造を始めとする成果の達成状況の評価を定期的実施する事によって、各都市の環境未来都市計画のブラッシュアップを実施。
- 「環境未来都市」構想の国内外への普及展開のため、「環境未来都市」構想推進国際フォーラムの開催を検討。

期待される効果・達成すべき目標

- ・「環境未来都市」構想は、限られた数の特定の都市を環境未来都市として選定し、21世紀の人類共通の課題である環境や超高齢化対応などに関して、技術・社会経済システム・サービス・ビジネスモデル・まちづくりなどにおいて、世界に類のない成功事例を創出するとともに、それらを国内外に普及展開することで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献するもの。
- ・環境価値、社会的価値、経済的価値の創出により、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」を実現する。

「平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況」

- ・環境未来都市先導的モデル事業費補助金 150百万円【一般会計】

| エネルギー・環境政策の再設計  |  |                 |
|---|--|-----------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |  | 府省名             |
| 章   | 5 復興施策   | 内閣官房            |
| 節   | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり                                   |                 |
| 項   | ①電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し、②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進 |                 |
| 目   |  | 作成年月<br>平成25年4月 |
| これまでの取組み  |  |                 |
| <p>新たなエネルギー戦略を策定するため、国家戦略大臣を議長にしたエネルギー・環境会議では、約1年間にわたる議論を経て、平成24年6月に将来のエネルギーミックスに関する選択肢を提示した。その後、全国的な意見聴取会やパブリックコメント、討論型世論調査等の国民的議論を経て、平成24年9月にエネルギー・環境会議において、「革新的エネルギー・環境戦略」をとりまとめた。</p> <p>「革新的エネルギー・環境戦略」においては、「2030年代原発稼働ゼロを可能とするようあらゆる政策資源を投入する」とされており、その第一歩として、期限を区切った節電・省エネルギーの目標、再生可能エネルギーの導入量、技術開発・普及などの目標とそれを実現するための予算、規制改革などの具体的な手段を盛り込んだ「グリーン政策大綱」の策定に向けた取組等が行われた。(※なお、平成24年12月26日の閣議決定により、国家戦略会議は廃止され、国家戦略会議の下部組織であるエネルギー・環境会議も廃止された。)</p> |  |                 |
| 当面(今年度中)の取組み  |  |                 |
| —   |  |                 |
| 中・長期的(3年程度)取組み  |  |                 |
| —   |  |                 |
| 期待される効果・達成すべき目標   |  |                 |
| 電力制約の克服、安全対策の強化に加え、エネルギーシステムの歪み、脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請にこたえる。  |  |                 |
| 「平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況」  |  |                 |
| 予算措置なし。   |  |                 |

| 国際的風評被害対策・日本ブランド再構築  |                    |             |
|--|--------------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |                    | 府省名         |
| 章  | 5 復興施策             | 内閣官房        |
| 節  | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり |             |
| 項  | ③世界に開かれた復興         | 作成年月        |
| 目  | (i)                | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み   |                    |             |
| <p>平成 23 年 7 月、国際的風評被害対策・日本ブランド再構築について、政府・関係機関が情報を共有し、意見交換を行い、また内閣官房と関係各府省で緊密に連携して一体的かつ効果的な情報発信に繋げていくことを目的として、「国際的風評被害対策・日本ブランド再構築に関する政府・関係機関の連絡会議」を設置。23 年 8 月の統合ポータルサイト(官邸震災ホームページ英語版)の開設、24 年 1 月の官邸ホームページ英語版(全体)のリニューアル、同 2 月の官邸ホームページ中国語版の開設及び統合 PR 資料の作成等を通じて、国際的風評被害対策・日本ブランド再構築について、各国へ分かり易い情報の発信を行った。</p> <p>特に海外における風評被害への対策としては、官房長官会見に日英同時通訳を導入するとともに、インターネット上でも公開し、同時にツイッターやフェイスブックを活用することを通じて正確な情報を英語で直接海外に発信している。また、定期的に外国プレスに対するブリーフィングを開催し、多くの外国プレスからのインタビューにも対応することで、関係省庁と共に、原発事故への対応及び復興の現状につき発信してきた(24 年 3 月まで実施)。我が国の現状をより効果的に世界の人々に発信するため、海外における風評被害の実態調査を行うとともに、海外の著名人を我が国に招へいし、被災地の復興状況等に関する我が国の現状を、第三者を通じて発信した(23 年度補正予算)。併せて、毎年 9 月に行われるサマーダボス(中国・大連もしくは天津)及び毎年 1 月に行われるダボス会議(スイス・ダボス)において、それぞれサイドイベント「ジャパンナイト」を開催してきており、世界各地からの各界リーダーに対し日本の復興をアピールした(いずれも 500 人規模の参加者あり)。</p> <p>24 年 3 月には、国際的風評被害を乗り越え、国家戦略として、日本ブランドのさらなる海外展開・強化、多様な日本の強みと魅力、日本的な「価値」の発信に積極的に取り組むこと、また内閣官房と関係各府省等で緊密に連携し政府一体・官民連携で効果的な情報発信体制の構築を目指すことを目的として、「国際的風評被害対策・日本ブランド再構築に関する政府・関係機関の連絡会議」を改組し、外務大臣と共催で「国際広報連絡会議」を設置した。「国際広報連絡会議」の下で「風評被害・リスクコミュニケーション分科会」を実施し、震災による風評被害への対策の</p> |                    |             |

実施に係る連携及び各府省庁・関係機関のリスクコミュニケーション能力の強化を図ってきた。例えば、科学者やコミュニケーション専門家等の会合参加を得ながら、リスクコミュニケーションにおける 3.11 の教訓を抽出するとともに、対プレス人材の適切な配置、育成等の政府として海外への情報発信能力の強化を図ってきた。また、リオ+20や IMF・世銀総会、ダボス会議等の主要な国際会議等の機会を活用して、官民一体となったメッセージの発信を行い、世界各地からの各界リーダーに対し、我が国の復興と国際貢献への姿勢をアピールした。

25 年 4 月には、「国際広報強化連絡会議」を立ち上げ、東日本大震災関係の課題についても政府一体となって発信していくこととしている。

当面(今年度中)の取組み

「国際広報強化連絡会議」の下で実施するワーキング・グループにおいて、東日本大震災関係の課題を取り上げ、日本の復興状況や風評被害に関する情報について、各省庁の広報機会、コンテンツ等を共有し、政府一体となって発信していく。

中・長期的(3 年程度)取組み

国際広報強化連絡会議の枠組みを通じ、各府省庁等による連携を推進するとともに、外国プレスや国際コミュニケーションに対応できる人材の育成及び適切な配置、主要文書・メッセージの英語化をはじめとして、関係省庁における対外発信体制を強化する。

期待される効果・達成すべき目標

(期待される効果)  
原発事故の収束の状況を含めた震災からの復興の現状につき理解を促進することにより、各国の日本産品に対する輸入規制の撤廃、海外からの旅行者数の回復等、より早期の風評被害の克服、我が国に対する外国からの投資の増大等につながることを期待される。

(達成すべき目標)  
25 年度末までの、首相官邸英語版 HP のページビュー 月間 120 万 PV

(定量的な効果・目標が示せない理由)  
対外広報については、国際的風評被害の克服という点において、「海外における我が国の現状に関する理解の促進」という定性的な貢献であるとの性格を有して

いるため、各国の日本産品に対する輸入規制の撤廃、海外からの旅行者数の回復等の風評被害の克服における直接的な貢献度を示すことが困難である。したがって、あえて数値化が可能である目標として、ホームページのPV数につき言及した。

「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度補正予算における予算措置状況」

予算措置なし。

| クールジャパンの推進   |                    |             |
|--|--------------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |                    | 府省名         |
| 章  | 5 復興施策             | 内閣官房        |
| 節  | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり |             |
| 項  | ③世界に開かれた復興         | 作成年月        |
| 目  | (i)                | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み   |                    |             |
| <p>クールジャパンを活用した日本ブランド復興キャンペーンの一環として、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月にかけて、東日本大震災により損なわれた日本の食、観光、製品等への信頼性回復のため、内閣官房と関係府省が連携して、海外 16 箇国・20 箇所、国内 3 箇所のイベントや海外メディアを活用して、クールジャパンを発信した。</p> |                    |             |
| 当面(今年度中)の取組み   |                    |             |
| —  |                    |             |
| 中・長期的(3 年程度)取組み  |                    |             |
| —  |                    |             |
| 期待される効果・達成すべき目標  |                    |             |
| —  |                    |             |
| 「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」   |                    |             |
| 予算措置なし。  |                    |             |

| 社会的包摂の推進  |                      |             |
|---|----------------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |                      | 府省名         |
| 章   | 5 復興施策               | 内閣官房        |
| 節   | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり   |             |
| 項   | ④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進 | 作成年月        |
| 目   | (i) ワンストップ型の相談に取り組む  | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み  |                      |             |
| <p>○ 平成24年3月11日から、一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を実施。</p> <p>○平成25年3月までの間に総呼数約 1,100 万件を超える相談が寄せられている。</p> |                      |             |
| 当面(今年度中)の取組み  |                      |             |
| —   |                      |             |
| 中・長期的(3年程度)取組み  |                      |             |
| —   |                      |             |
| 期待される効果・達成すべき目標   |                      |             |
| —   |                      |             |
| 「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」  |                      |             |
| 予算措置なし。   |                      |             |

| 都市再生安全確保計画の策定の推進  |                    |             |
|---|--------------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |                    | 府省名         |
| 章   | 5 復興施策             | 内閣官房・内閣府    |
| 節   | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり |             |
| 項   | ⑤今後の災害への備え         | 作成年月日       |
| 目   | (v)                | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み  |                    |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生の推進に係る有識者ボードにおける議論を踏まえ、都市の再生に係る施策の基本的な方向性を定めた都市再生基本方針について、東日本大震災の経験から得られる教訓を踏まえた見直し等を行った。(平成 23 年 10 月 7 日閣議決定)</li> <li>・また、都市再生の推進に係る有識者ボードに防災ワーキンググループを設置し、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等のエリアに係る防災対策の充実のあり方を議論・検討し、提言をとりまとめた。(平成 23 年 12 月 22 日公表)</li> <li>・これらの成果を踏まえ、都市再生安全確保計画制度の創設等を盛り込んだ都市再生特別措置法を一部改正する法律案が成立した。(平成 24 年 3 月 30 日)</li> <li>・24 年度は、都市再生緊急整備地域において、都市における大規模災害時の安全を確保するため、官民の協議会による都市再生安全確保計画の作成に向けた予算措置等の支援を行い、取組を推進した。この結果、大手町・丸の内・有楽町等の 11 エリアにおいて都市再生安全確保計画の作成に向けた調査が実施されている。</li> </ul> |                    |             |
| 当面(今年度中)の取組み  |                    |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生緊急整備地域において、官民の協議会による都市再生安全確保計画の作成に向けた支援を行い、引き続き取組を推進する。</li> </ul>  |                    |             |
| 中・長期的(3 年程度)取組み   |                    |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生安全確保計画の作成及び同計画に基づく事業等に対して引き続き取組を推進する。</li> <li>・都市再生安全確保計画の作成等を推進するため、地方公共団体等に対して施策及び先行事例の周知・普及を図る。</li> </ul>  |                    |             |
| 期待される効果・達成すべき目標   |                    |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時における人的・経済的被害が抑制され、都市機能の維持・継続性が確保されることが期待される。</li> </ul>   |                    |             |
| 「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」  |                    |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市安全確保計画策定事業費補助金 150 百万円【復興特会】</li> </ul>   |                    |             |

| 東日本大震災を踏まえた情報セキュリティ政策の推進   |                    |             |
|--|--------------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |                    | 府省名         |
| 章  | 5 復興施策             | 内閣官房        |
| 節  | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり |             |
| 項  | ⑤今後の災害への備え         | 作成年月        |
| 目  | (x vi)             | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み   |                    |             |
| <p>情報セキュリティ2011、2012に基づき、東日本大震災を踏まえた情報セキュリティ政策を推進した。また、情報セキュリティの視点から、東日本大震災における政府機関及び重要インフラの情報システムに対する被害状況調査及び分析、耐災害性を強化した情報システムの在り方等に関する調査を実施した。さらに、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン」の改定を実施したほか、政府機関における情報システムの運用継続に向けた対処要件、重要インフラ分野における大規模 IT 障害時の効果的復旧及び耐災害性向上等のための研究開発に係る調査を実施した。</p> |                    |             |
| 当面(今年度中)の取組み   |                    |             |
| <p>事業期間は平成 24 年度末までで終了しているが、引き続き、調査結果等を踏まえ、政府機関の情報システムの運用継続性の向上、重要インフラの基盤強化、研究開発等に係る政策を推進する。</p>   |                    |             |
| 中・長期的(3 年程度)取組み  |                    |             |
| <p>事業期間は平成 24 年度末までで終了しているが、引き続き、調査結果等を踏まえ、政府機関の情報システムの運用継続性の向上、重要インフラの基盤強化、研究開発等に係る政策を推進する。</p>   |                    |             |
| 期待される効果・達成すべき目標  |                    |             |
| <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、政府機関や重要インフラの基盤強化、研究開発等に係る政策を推進し、国民が情報通信技術を安心して利用できる環境を構築する。</p>   |                    |             |
| 「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」   |                    |             |
| <p>予算措置なし。</p>   |                    |             |

| 官邸の危機管理機能の強化   |                          |         |
|--|--------------------------|---------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |                          | 府省名     |
| 章  | 5 復興施策                   | 内閣官房    |
| 節  | (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり       |         |
| 項  | ⑤今後の災害への備え               | 作成年月    |
| 目  | (iii)政府の危機管理体制の強化等を検討する。 | 平成25年4月 |
| これまでの取組み   |                          |         |
| <p>内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付においては、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築するため、また、政府全体として総合力を発揮することができるよう、これまでも、3.11 東日本大震災の影響等を踏まえた内部検証を実施するとともに、同検証に基づき、事案対処マニュアルの改訂、緊急参集チーム協議運営に係る内部体制見直し、情報集約・共有体制及びシステムの改善等、様々な緊急事態に対処するための体制を整備するとともに、その充実に努めてきているところである。</p> |                          |         |
| 当面（今年度中）の取組み   |                          |         |
| —  |                          |         |
| 中・長期的（3年程度）取組み   |                          |         |
| —  |                          |         |
| 期待される効果・達成すべき目標  |                          |         |
| —  |                          |         |
| 平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況   |                          |         |
| 予算措置なし。  |                          |         |